

○鹿児島県警察手帳規程 (昭和30.1.15 (鹿児島県警察本部訓令2))

改正 前略…平成23.2訓令8

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 鹿児島県警察の警察官に貸与する警察手帳（以下「手帳」という。）の取扱いについては、規則に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

本条…一部改正(平成14.8訓令22)

(証票等の記載事項)

第2条 証票に記載すべき事項等は、次によるものとする。

(1) 証票にちよう付し、又は印刷する写真は、階級章部分を含む上半身をカラー撮影したものとする。

(2) 階級の漢字表示部分の下は英文で、氏名の漢字表示部分の下はローマ字で表示する。

(3) 手帳番号は、鹿児島県警察の一連番号とし、被貸与者の在職中は変更しない。

2 記章の裏面に、鹿児島県警察の一連番号の5桁の数字を表示する。

本条…一部改正(昭和61.5訓令9、平成7.2訓令1)、全部改正(平成14.8訓令22)

(異動の場合の訂正)

第3条 証票の記載事項に異動があつたときは、直ちに警察本部の各課長（所・隊長を含む。）、警察学校長及び警察署長（以下「所属長」という。）に申し出てその取替えを求めなければならない。

2 証票には、前項の記載事項以外の事項を記載し、みだりに記載事項を訂正してはならない。

本条…一部改正(昭和61.5訓令9、平成8.3訓令9、14.8訓令22)

(交付の手続)

第4条 手帳本体、証票又は記章の交付を受けようとする所属長は、手帳本体、証票及び記章交付申請書（別記第1号様式）を会計課長に提出しなければならない。この場合において、証票の交付の申請を伴うときは、併せて証票作成原紙（別記第2〔鹿児島警28〕・

- 号様式)を提出しなければならない。
- 2 会計課長は、前項の申請に基づき、紛失、汚損、き損、記載事項の異動等正当な理由があると認めた場合に限りこれを交付するものとする。
- 3 汚損、き損又は記載事項の異動を理由に新たに前項の規定による交付を受けたときは、それまで貸与されていたものを速やかに会計課長に返納しなければならない。

本条…一部改正(平成12.2訓令3)、旧5条…一部改正し線下(平成14.8訓令22)、本条…一部改正(平成23.2訓令8)

(亡失事故の防止)

- 第5条** 警察官は、手帳の保管及び取扱いを慎重にし、遺失、紛失、焼失、埋(沈)没、被奪取、被窃取等(以下「亡失」という。)の防止に努めなければならない。

本条…追加(平成12.2訓令3)、旧6条…一部改正し線上(平成14.8訓令22)

(事故報告、手配等)

- 第6条** 警察官は、警察手帳を亡失したときは、速やかに、その状況を所属長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた所属長は、適切な措置を講ずるとともに、直ちに、手帳事故報告書(別記第3号様式)により警察本部長に報告しなければならない。
- 3 県内各警察署及び関係都道府県警察に対する手配は、会計課長が行うものとする。
- 4 所属長は、亡失した手帳が発見されたときは、直ちに、その旨を警察本部長に報告し、会計課長は前項の手配を解除しなければならない。

本条…追加(平成12.2訓令3)、旧7条…一部改正し線上(平成14.8訓令22)、本条…一部改正(平成23.2訓令8)

(簿冊の備付け)

- 第7条** 警務部会計課には手帳交付簿(別記第4号様式)及び手帳本体、証票及び記章交付簿(別記第5号様式)を備え、その受け払いを明らかにしなければならない。

旧6条…一部改正し線下(平成12.2訓令3)、旧8条…一部改正し線上(平成14.8訓令22)、本条…一部改正(平成23.2訓令8)

(手帳の携帯)

- 第8条** 警察官は、常に手帳を携帯しなければならない。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- (1) 災害警備の部隊活動、捜査活動、情報収集活動等で手帳を携帯することが不適
- ② 5646

当であると所属長が認めるとき

(2) 事務室内で勤務する場合又は勤務時間外

(3) その他手帳を携帯することが不適当であると所属長が認めるとき

本条…追加〔平成23.2訓令8〕

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48.9.6訓令18)

この訓令は、昭和48年9月6日から施行する。

附 則 (昭和61.5.12訓令9抄)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則 (平成7.2.23訓令1抄)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8.3.27訓令9)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12.2.22訓令3)

この訓令は、平成12年3月1日から施行する。

附 則 (平成14.8.30訓令22)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成23.2.15訓令8)

この訓令は、平成23年2月16日から施行する。

第2編 警務 鹿児島県警察手帳規程

別記

第1号様式（第4条関係）

1年未満保存
(年月日まで)
F N . A - -
号外
年月日

会計課長 殿

所属長

手帳本体、証票及び記章交付申請書

種別	数量	階級	氏名	備考 (申請の理由等)

本様式…一部改正(平成7.2訓令1)、全部改正(平成14.8訓令22、23.2訓令8)

第2号様式（第4条関係）

証票作成原紙	
写真ちょう付欄	所 属
	階 級
	氏 名
	ふりがな
	職員番号

- 注 1 写真は、切り取らずに頭部を[△]部分にしてちょう付すること。
2 太点線枠の中を黒色のボールペンで正確に記入すること。

本様式…一部改正〔平成7.2訓令1〕、全部改正〔平成14.8訓令22〕

第2編 警務 鹿児島県警察手帳規程

第3号様式（第6条関係）

1年保存
(年月日まで)

F N . A - -

第 号

年 月 日

警察本部長 殿

所 属 長

手 帳 事 故 報 告 書

みだしのことについて、下記のとおり報告する。

記

事故者	所属	
	係	
	階級	
	氏名	
	年齢	
事故年月日時		
事故の場所		
事故手帳の番号・記章番号		
貸与年月日		
事故の種別		
事故の状況		
事故防止に対する本人の注意程度		
所属長の意見		

本様式…一部改正(平成7.2訓令1)、全部改正(平成14.8訓令22、23.2訓令8)

第2編 警務 鹿児島県警察手帳規程

第4号様式（第7条関係）

手 帳 交 付 簿

会計課 長印	手帳番号	記章番号	貸与年月日 返納年月日	所 属	階 級	氏 名	受 領 印	取 扱 者印

本様式…追加〔平成14.8訓令22〕、一部改正〔平成23.2訓令8〕

第5号様式（第7条関係）

手 帳 本 体 、 証 票 及 び 記 章 交 付 簿

会計課 長印	年 月 日	受	払					残	取 扱 者印	摘 要
			数量	所 属	階 級	氏 名	印			

本様式…追加〔平成14.8訓令22〕、一部改正〔平成23.2訓令8〕